

札監指第 321 号
令和元年(2019年) 5月 29日

社会福祉法人 理事長
社会福祉施設 施設長 様

札幌市保健福祉局監査指導室長

**社会福祉法人（施設）等における適正な入札等契約事務執行の
徹底について（通知）**

社会福祉施設の入札契約等に係る取扱いについては、これまで「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年 2 月 17 日付け社援施第 7 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。）及び「社会福祉法人（施設）等における適正な入札等契約事務執行の徹底について（通知）」（平成 23 年 5 月 10 日付け札監指第 203 号通知。以下「203 号通知」という。）により行われていたところです。

この度、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保される法人体制となることを踏まえ、新たに「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知。以下「新通知」という。）が発出され、旧通知が廃止されました。

つきましては、社会福祉法人の一層のガバナンスの強化と契約の適正化を図るため、新通知の内容に本市の考え方を付記して、下記のとおり通知します。また、203 号通知については廃止します。

社会福祉法人は、社会福祉事業を運営し、税制面で優遇される等、その公共的な地位から、業務の執行には高い透明性が求められており、特に高額の契約においては、契約業者の決定過程など、他から誤解を招かぬよう、厳正な事務執行をお願いいたします。

なお、社会福祉法人以外の社会福祉施設運営主体におかれましても、その公共性の高さは同様であり、社会福祉法人会計基準に基づく新通知及び本通知に留意した事務執行をお願いするところです。

記

1 競争入札の実施

- (1) 各種契約において、予定価格が経理規程に定める随意契約によることができる金額（新通知の別表に定める金額以下で定めた金額）を超え、その契約が新通知の1（3）イ～キに定める随意契約によることができる一般的な基準に該当しないときは、確実に競争入札を実施すること。
- (2) 業務委託、保守管理等の継続的な契約において、長期にわたり、契約内容の見直しを行わず、同一業者との契約を更新し続けることは望ましくないので、次のとおり契約の見直しを行うこと。
 - ア 必要に応じて（少なくとも3～4年ごとに）、見積書を徴して価格調査を行う等、適正な契約の維持に努めること。その場合、契約更新の必要性について、伺書（稟議書）等により、法人内部の意思決定を行うこと。

なお、価格調査、法人内部の意思決定等については、契約書上、契約の見直しの意思表示をすることができるとされている期限に間に合うよう行うこと。
 - イ 適正な価格が維持されていないと判断される場合は、競争入札等を実施すること。

2 見積合わせの実施

価格による随意契約（新通知の1（3）アの契約をいい、予定価格が経理規程に定める随意契約によることができる金額以下のもの）を実施するときは、見積書の徴取その他の方法で価格の比較検討を行うこと。なお、その予定価格が少額である場合（おおむね10万円未満）を除き、新通知の1（4）の基準に基づき3社又は2社以上の業者から見積書を徴取して、見積合せを行った上で、契約業者を決定すること。

見積業者の選定に当たっては、会社の規模、業務内容、所在地等を勘案するなど、合理的な基準に基づき選定すること。また、業務委託等に係る見積書については、仕様書の内容を具体的に反映したものを提出させること。

3 随意契約とする場合の理由の明確化

新通知の1（3）イ～キの随意契約によることができる一般的な基準への該当の要否は厳正に判断し、随意契約による場合は、その理由を具体的に明示して、予定価格及び内容に応じて理事会の承認又は伺書（稟議書）等による決裁を経ること。

4 契約の締結

各種契約において、経理規程に定める「契約書の作成を省略することができる場合」を除いては、契約の相手方と確実に契約書を取り交わすこと。

なお、契約金額により契約書の作成を省略するときは、特に軽微な契約（おおむね10万円未満）を除き、請書又はこれに準ずる書面を徴取すること。

5 その他（留意事項等）

- (1) 契約を締結する際には、経理規程の定めに従い、その契約金額に応じて、理事会の承認又は伺書（稟議書）等による決裁を経て、意思決定をすること。
- (2) 競争入札を実施する際は、事前に予定価格を決定し、「予定価格調書」等を作成すること。
- (3) 新通知の別表に定める金額の範囲内で、法人の規模等を勘案し、随意契約によることができる金額の上限を法人の経理規程で定めること。
- (4) 特定の一社との随意契約（おおむね10万円未満の特に軽微な契約を除く。）で相手方を決定する際の理由として、『当該法人（施設）において、業務の実績がある』、『対応が早い』、『業務が丁寧（信頼が置ける）』等の業者の実績・評判等のみを挙げるのは、その理由とはならないので留意すること。なお、業務の特殊性、緊急対応等については、仕様書にその旨を明記し、入札等の事前に業者に提示すること。
- (5) 契約期間の途中で、契約金額、業務内容等を変更した場合は、改定契約書を取り交わす等の方法により、契約内容を明示しておくこと。
- (6) 給食業務委託など、金額のみで契約の相手方を決定することが適当でないと判断される場合は、競争入札に代えてプロポーザル方式による方法等を検討すること。

なお、プロポーザル方式による場合は、予算の範囲内で、業務の評価事項、評価内容、評価方法、配点等の客観的な基準を作成し、公正な判断が期待できる複数の審査員を選定した上で、これに基づき適正な業者選定を行うこと。